

千葉市防災井戸の指定等の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉市地域防災計画に基づき、同計画に規定する防災井戸の指定等に関し必要な事項を定め、当該井戸を地震等の災害発生時に上水道が復旧するまでの間、地域における応急用の飲用水等として活用できるようにすることにより、災害発生時の市内における給水の確保を図ることを目的とする。

(指定の要件)

第2条 市長は、次に掲げる要件を満たした井戸について、当該井戸の所有者等（当該井戸の所有者又は権原をもって当該井戸を管理する者をいう。以下同じ。）の承諾を得て、防災井戸として指定するものとする。

- (1) 市内に存すること。
- (2) 現に管理する者がいること。
- (3) 別表に掲げる水質の基準を満たすものであること。
- (4) 市民に周知するため、井戸の所在を公表することについて、所有者等が同意していること。

(公募)

第3条 市長は、防災井戸の指定をしようとするときは、公募の方法等により行うものとする。

(指定の申出)

第4条 防災井戸の指定を受けようとする井戸の所有者等は、防災井戸指定申出書（様式第1号）により、市長に申出なければならない。

(選考)

第5条 市長は、前項の規定により申出た者（以下「申出者」という。）の数が指定を予定する数を上回ったときは、次に掲げる基準により、第6条に規定する水質検査を行う井戸を選考するものとする。

- (1) 地震等による被害が大きいと予想される市街地に優先的に配置されること。
- (2) 現に井戸が使用されていること。
- (3) 区ごとに均等した数の井戸を割り振ること。
- (4) 設置場所、周囲の道路の状況等から市民が容易に使用できる状況にあること。

2 市長は、前項の規定による選考の結果、水質検査を行わないこととした井戸に係る申

出者に対し、防災井戸水質検査選考外通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（水質検査）

第6条 市長は、第4条の規定による申出に係る井戸（前条の規定により水質検査を行わないこととした井戸を除く。）の水質検査を実施するものとする。

（防災井戸の指定）

第7条 市長は、防災井戸を指定することを決定したときは防災井戸指定決定通知書（様式第3号）により、防災井戸として指定しないことを決定したときは防災井戸不指定決定通知書（様式第4号）により、申出者に通知するものとする。

2 市長は、防災井戸の指定を受けた者（以下「指定防災井戸管理者等」という。）と防災井戸の管理に係る協定書を締結するものとする。

3 市長は、指定防災井戸管理者等に対し、防災井戸協力の家プレート（様式第5号）及び防災井戸の注意事項プレート（様式第6号）を交付するものとする。

4 指定防災井戸管理者等は、前項のプレートを防災井戸が存する敷地に存する主要な建物、門扉等適当な場所に掲示しなければならない。

（防災井戸の管理）

第8条 指定防災井戸管理者等は、市長から防災井戸の水の供給に関する要請を受けたときは、自己及び同居の親族等の生活等支障のある場合を除き、これを拒否してはならない。

2 指定防災井戸管理者等は、災害発生時に、防災井戸に係る敷地の接する道路から防災井戸に通じる行路等が使用することができるよう適切な管理に努めるものとする。

（管理票）

第9条 市長は、防災井戸の管理に資するため、防災井戸指定管理票（様式第7号）を備え、必要な事項を記載するものとする。

（市民への周知）

第10条 市長は、防災井戸の所在地等を公表するものとする。

2 市長は、次に掲げる事項その他の防災井戸の利用に関する注意事項について、市民に周知するものとする。

（1）地震等の災害発生時以外には、防災井戸を使用してはならないこと。

（2）防災井戸に係るもの以外の敷地、建物等に立ち入ってはならないこと。

（3）防災井戸を使用する場合には、指定防災井戸管理者等の定める方法により使用しなければならないこと。

(4) 午前0時から午前5時までの間は、防災井戸を使用し、又は防災井戸に係る敷地、建物等に立ち入ってはならないこと。

(5) 防災井戸から汲み取った水を利用して利益を得てはならないこと。

(防災井戸指定管理票記載事項の変更)

第11条 防災井戸指定管理者等は、第9条に規定する防災井戸指定管理票に記載された事項に変更が生じた場合は、その旨を防災井戸指定管理票記載事項変更届書(様式第8号)により市長に届け出るものとする。

(指定の解除)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、防災井戸の指定を解除することができる。

(1) 指定防災井戸管理者等から指定の辞退の申出があったとき。

(2) 防災井戸が第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(3) 前号に掲げる場合のほか、防災井戸として指定することが適当でないと認められるとき。

2 前項第1号の申出は、防災井戸指定辞退申出書(様式第9号)により行うものとする。

3 市長は、第1項第1号の規定により防災井戸の指定を解除したときは、防災井戸指定解除通知書(様式第10号)により、当該井戸の所有者等に通知するものとする。

4 市長は、第1項第2号又は第3号の規定により防災井戸の指定を解除したときは、防災井戸指定解除通知書(様式第11号)により、当該井戸の所有者等に通知するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、防災井戸の指定等に関し必要な事項は、危機管理監が定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（要綱第2条関係）

| 番号 | 測定項目 | 基準値 |
|----|-------------------|-----------------------------|
| 1 | 一般細菌 | 1mlの検水で形成される集落数が100以下であること。 |
| 2 | 大腸菌 | 検出されないこと。 |
| 3 | 亜硝酸態窒素 | 0.04mg/L以下であること。 |
| 4 | 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 | 10mg/L以下であること。 |
| 5 | 塩化物イオン | 200mg/L以下であること。 |
| 6 | 有機物(全有機炭素(TOC)の量) | 3mg/L以下であること。 |
| 7 | pH値 | 5.8以上8.6以下であること。 |
| 8 | 味 | 異常でないこと。 |
| 9 | 臭気 | 異常でないこと。 |
| 10 | 色度 | 5度以下であること。 |
| 11 | 濁度 | 2度以下であること。 |